

決 済 欄	館 長	局 員

予定表記入

※許可番号No. \_\_\_\_\_

様式第1号 (第2条、第6条関係)

年 月 日

胆沢農村広場使用 (変更) 許可申請書兼減免申請書

一般社団法人 奥州市体育協会  
会長 長 野 耕 定 様

申請者 住 所 〒  
団体名  
氏 名  
電 話

使 用 目 的 (□にチェック)	<input type="checkbox"/> 練習、練習試合⇒種目 ( ) <input type="checkbox"/> 会議・集会 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 大会・催し (名称 ) ⇒減免申請をする場合は開催要項等を添付のこと (大会規模: <input type="checkbox"/> 全国 <input type="checkbox"/> 東北 <input type="checkbox"/> 県大会 <input type="checkbox"/> 地域、市)								
入 場 料	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	対 象	<input type="checkbox"/> 児童生徒 <input type="checkbox"/> 一般				※利用者区分 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 自主 <input type="checkbox"/> スポーツ以外		
使用施設及び設備	種別	使 用 日 時					人数	使用料 減免額 納入額 ※ ※ ※	
<input type="checkbox"/> テニスコート ( 面)	<input type="checkbox"/>	1	月	日 ( )	時	分 ~	時	分	
<input type="checkbox"/> 照明設備 ( 回路)	<input type="checkbox"/>	2	月	日 ( )	時	分 ~	時	分	
<input type="checkbox"/> 相撲場	<input type="checkbox"/>	3	月	日 ( )	時	分 ~	時	分	
<input type="checkbox"/> 多目的広場	<input type="checkbox"/>	4	月	日 ( )	時	分 ~	時	分	
<input type="checkbox"/> その他 ( 駐車場 )	<input type="checkbox"/>	5	月	日 ( )	時	分 ~	時	分	
	<input type="checkbox"/>	6	月	日 ( )	時	分 ~	時	分	
	<input type="checkbox"/>	7	月	日 ( )	時	分 ~	時	分	
	<input type="checkbox"/>	8	月	日 ( )	時	分 ~	時	分	
	<input type="checkbox"/>	9	月	日 ( )	時	分 ~	時	分	
	<input type="checkbox"/>	10	月	日 ( )	時	分 ~	時	分	
	<input type="checkbox"/>	11	月	日 ( )	時	分 ~	時	分	
	<input type="checkbox"/>	12	月	日 ( )	時	分 ~	時	分	
	<input type="checkbox"/>	13	月	日 ( )	時	分 ~	時	分	
	<input type="checkbox"/>	14	月	日 ( )	時	分 ~	時	分	
	<input type="checkbox"/>	15	月	日 ( )	時	分 ~	時	分	
	<input type="checkbox"/>	16	月	日 ( )	時	分 ~	時	分	
	<input type="checkbox"/>	17	月	日 ( )	時	分 ~	時	分	

減 免 申 請 理 由	1	奥州市が主催をする事業で使用するとき。
	2	市から委嘱を受けたもので構成する団体が使用するとき (当該団体の活動目的に沿った使用の場合に限る。)
	3	市から事業の委託を受けたものが当該事業で使用するとき。
	4	指定管理者が自らの管理する施設を使用するとき (施設の管理運営を目的とする場合に限る。)
	5	市内の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動で使用するとき。
	6	市内のスポーツ少年団 (奥州市スポーツ少年団実施本部が実施するスポーツ少年団登録制度に基づき登録された団体に限る。) が団体活動で使用するとき。
	7	市内の子ども会その他の少年団体が団体活動で使用するとき。
	8	市民公益活動団体が奥州市協働の提案テーブルで合意した認定事業で使用するとき。
	9	障がい者で構成する団体又は障がい者を支援する団体が団体活動で使用するとき。
	10	市内の公益法人、社会福祉法人又は特定非営利活動法人が公益を目的とした活動で使用するとき。
	11	国又は他の地方公共団体が使用するとき。
	12	市内の高等学校が教育活動で使用するとき。
	13	市内の公共組合、農業協同組合、森林組合又は商工団体が公益を目的とした活動で使用するとき。
	14	市内の社会教育団体、生涯学習活動団体、市民活動団体、スポーツ団体、趣味講座団体、サークル団体、同好会等が団体活動で使用するとき。
	15	市長が特に公益性を認めるもの。
	16	その他の団体 (公共団体、任意団体、趣味団体) や個人が使用するとき。

そ の 他

注: ※申請は月毎に行うこと